

第9回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和8年8月7日（金）9時27分～11時17分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 浅山委員、安藤委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、今井賃金室長、
清水賃金室長補佐、玉谷労働基準監督官

4 議事

（1）鳥取県最低賃金の改正審議

（2）その他

5 議事内容

○清水賃金室長補佐 皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

ただ今から第9回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日は、委員全員が出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告します。

本日の専門部会も公開としており、12名の傍聴人がお見えになっております。傍聴者の方々には、お配りしております注意事項に従っていただきますようお願いいたします。

報道各社の皆様に申し上げます。カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

これより先の専門部会の進行を部会長をお願いいたします。

○佐藤部会長 第9回ということで、本日最終回、結審となります。非常に長い道のりではありましたが、これまでの真摯な議論ありがとうございました。

昨日、皆様と個別に面談をさせていただいたときに、私から腹案ということで金額の提示をさせていただきました。一定の合意は得られたかということで、公益委員見解を昨日招集した公益委員会議でまとめさせていただきました。そのため、この後、公表をさせていただきます。

昨日の段階では、労働者側1,100円、使用者側1,086円の提示をいただきました。14円差でありました。そこで公益委員見解を出すということになっております。

それでは、まず、委員の方に公益委員見解を配付をお願いいたします。

〔公益委員見解を各委員へ配付〕

○佐藤部会長 公益委員見解を読み上げます。金額部分の読み上げが終わりましたら、傍聴人の皆様、そして報道の皆様へ配付をいたします。

令和8年度鳥取県最低賃金専門部会公益委員見解

第1 公益委員の結論

公益委員見解として、現行最低賃金額1,030円から60円、5.83%引上げを行い、鳥取県最低賃金額を1,090円とすることを提示する。

では、傍聴人の方、報道の皆様へ配付をお願いいたします。

〔公益委員見解を傍聴人、報道各社へ配付〕

○佐藤部会長 引き続き公益委員見解を読み上げますが、公益、使用者側、労働者側、そして事務局でそれぞれ読み上げを行うことといたします。

「第2 審議の概要」を今井賃金室長、お願いいたします。

〔「第2 審議の概要」の読み上げ〕

○佐藤部会長 続きまして、「第3 労働者側委員の主張」を山下委員に読み上げをお願いいたします。

〔「第3 労働者側委員の主張」の読み上げ〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。

「第4 使用者側委員の主張」、使用者側、西村委員お願いします。

〔「第4 使用者側委員の主張」読み上げ〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。

10ページから私が読み上げます。

〔「第5 公益委員の見解」読み上げ〕

これから、公益委員が提示した現行の鳥取県最低賃金額1,030円を60円引き上げる1,090円、これを本年度の鳥取県最低賃金額とすることに賛同いただける方は挙手をお願いしたいと思います。では、お願いします。

〔賛成者挙手〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。全会一致ということで、現行の鳥取県最低賃金額1,030円を60円引き上げる1,090円を本年度の鳥取県最低賃金額として答申したいと考えております。

それでは、意見を賜りたいと思います。意見のある方お願いします。

使用者側、西村委員、お願いします。

○西村委員 本日提示いただきました公益見解は、公労使が短期間に非常に濃い議論を交わして、精いっぱいできることをやった上で、導き出されたものであると思っております。内容的にも我々の意向も尊重していただいたと評価をしているところです。特に、ここ数年続いている上昇一辺倒の傾向に局面の変化を示していただいたところについては、重要な意味を持っていると考えています。

しかしながら、今回の結果について心の底から納得できているかということ、そういうものでもありません。鳥取県内の企業は、本当に苦しい状況にあります。最低賃金の上昇は、全ての企業に適用されるため、経営にかなり大きな影響を持つものだと考えています。

一方で、鳥取県は深刻な人手不足も大きな課題になっていることも事実でございます。県内就職への悪影響も考慮しないといけないということについては、おっしゃるとおり思っているところです。いずれにしても、非常に深い思慮の下にお作りいただき感謝しているところでございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

労働者側、山下委員、お願いします。

○山下委員 公益見解、大変苦労があったかと思います。そこにまず、感謝申し上げます。

労働者側委員としては、鳥取県全体の体感を含めた物価上昇、最低賃金近傍で働く人の生活の安定というところを踏まえると、大幅な引上げが必要だと主張をしてきました。ただし、一足飛びに最低賃金を上げることは企業の体力、企業の存続にも関わってきます。

労働者側委員としても、我々が目指す日本労働組合総連合会のリビングウェイジ2025年度の概算、1,150円に到達するという点においては、この1,090円は、一定程度の金額であると考えています。鳥取県の適正な最低賃金としてのメッセージ性も含めて、公益委員の見解をまとめていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。意見等がある方いらっしゃいますか。

(なし)

再度確認をさせていただきます。本年度の鳥取県最低賃金は時間額1,090円。引上げ額は60円。そして、既に全会一致で合意しております効力発生日は、令和8年10月3日です。生活保護との乖離解消に関する文言は、例年どおり倣った形ということで本審に報告書を作成し、報告したいと思います。

事務局から報告書の案を示していただきたいと思います。

○清水賃金室長補佐 報告書のたたき台を準備いたしますので、5分程度お待ちください。

○佐藤部会長 よろしくをお願いします。

〔休会〕

○佐藤部会長 再開いたします。

報告書案について事務局で読み上げていただき、確認をしたいと思います。

事務局で報告書案を読み上げてください。

○清水賃金室長補佐 報告書(案1)と(案2)をお配りしており、(案1)が附帯事項がないもの、案2が附帯事項があるものです。

〔報告書(案1)、(案2)読み上げ〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。(案1)、(案2)について読み上げを行っていただきました。昨日、公益委員会議において、こちらも検討しましたが、まず、(案1)には一切要望を載せていません。要望を載せてないのは、載せても対応してくれないため、もう載せなくて良いだろうということで、載せない案があります。とはいえ、要望はしたほうが良いだろうということであれば、(案2)があるので、皆様が要望したいということであれば(案2)、要望をしなくても良いということであれば、(案1)ということにしたいと思います。いかがでしょうか。

○池谷委員 (案2)でお願いします。

○佐藤部会長 (案2)で要望することといたします。(案2)にした場合に、中央最低

賃金審議会に対する要望というのもありましたが、これはいいでしょうか。中央最低賃金審議会に対しては要望なしでよろしいですか。

（異議なし）

厚生労働省本省に対する要望は、公益委員に関わるものだけ要望しておりますが、これ以外に要望はありませんか。

（なし）

政府への要望は、3つ掲げられております。以前、山下委員からお話があった助成金が使いつらくなってる状況をどうかしてほしいというものは盛り込ませていただいておりますが、このほかに何かありますか。

（なし）

それでは、（案2）でお願いいたします。

○清水賃金室長補佐 承知しました。ありがとうございます。

○佐藤部会長 この報告書（案2）から（案2）を消したものを報告書として、本審に報告をさせていただくこととします。

鳥取県最低賃金の改正は、当専門部会において全会一致で結審をいたしました。7月7日に開催しました第556回の本審で、鳥取県最低賃金の審議について、専門部会が全会一致となり、最低賃金審議会令の第6条第5項が適用されますと、専門部会をもって審議会でも決議されたものとみなされ、労働局長宛てに答申ができることについても既に御承認をいただいております。したがって、本専門部会で答申を行いたいと考えております。

答申文を事務局で作成していただきますが、どれぐらい時間が必要ですか。

○清水賃金室長補佐 10分程度お願いいたします。

○佐藤部会長 10分、休会といたします。

〔休会〕

○佐藤部会長 再開いたします。

確認の意味で事務局から答申文の読み上げをお願いします。

〔答申文読み上げ〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。

答申文について何か質問等ありますでしょうか。特に異議等がなければ、鳥取地方最低

賃金審議会会長名で、労働局長宛ての答申を私から高橋労働基準部長へ交付させていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、答申をさせていただきます。

〔部会長から労働基準部長に答申文手交〕

○佐藤部会長 今答申をさせていただきました。議事の1つ目、鳥取県最低賃金の改正決定については、以上ということにさせていただきます。

議事の2、その他、事務局から何かありますでしょうか。

○今井賃金室長 第558回鳥取地方最低賃金審議会は、この後13時30分から、こちらの会場で開催いたします。

簡単に、発効日までの流れを補足で説明をさせていただきます。本日、答申をいただきましたので、本日から8月24日月曜日まで異議の申出に係る公示を行います。その結果、異議の申出がございましたと、8月25日火曜日9時半からこの会場で第559回異議審を開催し、異議申出について諮問をし、審議をお願いすることとしております。この第559回本審で異議に関する審議を行っていただき、異議審議の結果、本日どおりの答申とする旨の答申をいただきますと、9月3日の官報公示となりまして、10月3日が最短の発効日となります。以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。既に、10月3日発効ということで合意はできておりますので、最短の発効で行こうかと思います。

次回、異議審になりますが、よろしくお願いいたします。

専門部会はこれで閉会をさせていただきたいと思います。9回にわたり非常に暑い期間に熱い審議をしていただきましてどうもありがとうございました。今年も全会一致ということでまとめることができました。これも皆様のおかげです。感謝いたします。

午後もよろしくお願いいたします。